

令和8年度山形県産業科学館新規常設展示物整備業務委託 基本仕様書

1 業務の目的

山形県産業科学館に常設展示物を新設するにあたり、製作会社が持つ様々なノウハウを活用することで、子どもたちの科学教育及び産業人材の育成に資する魅力的な展示物を設置することを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度山形県産業科学館新規常設展示物整備業務

3 履行期限

令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

次に掲げる業務を実施すること。

(1) 新規常設展示物の設計、製作及び設置

展示物を設計・製作し、別添の図に記載の場所に設置すること。

なお、展示物の設計にあたっては、下記の条件を全て満たすものとする。

- ①展示物の寸法は、別添の図に記載のとおりとすること。
- ②利用者が展示物を見るだけでなく、直接触る、動かす、声を出す等で展示物に働きかけることにより、相互作用的に体験することができること。
- ③展示物を体験することで、科学や理科に係る特定の分野に関する基礎を学習できること。学習できる特定の分野については、下記の表のうちいずれか又は複数に関連すること。

分野	備考
宇宙	
ロボット・ロボティクス	協働ロボットのような産業用のものよりも、動物型ロボット、人型ロボットのように身近に感じるものが望ましい。
生物	実際の生き物を用いた展示を除く。
自然現象と災害	利用者の心理的負担にならないよう配慮すること。
デジタル技術	AI, IT, XR, プログラミング技術等。

- ④利用者が簡易かつ直感的な操作で体験でき、利用にあたり職員の常駐が不要であること。

- ⑤連続・長期の使用に耐える耐久性を持ち、日々のメンテナンスや消耗品の交換等による人的・経済的な負担が少ないこと。

- ⑥利用者はもちろん、周囲の来館者に対しても十分な安全性が確保されていること。

- ⑦周囲に過度な騒音・振動を発生させないものであること。

(2) 利用マニュアルの作成及び館職員への説明

展示物の利用方法や機器の構成及び日常管理（機器の立上げ・終了時の操作、日常的な点検項目、不具合発生時の対処方法等）に関するマニュアルを作成し、館の職員

に対し実地での説明を行うこと。

(3) 廃棄物の撤去、処分及び原状復帰

新規常設展示物を設置することにより生じた廃棄物（別添の図に示す既存展示物「電気で競争」等）について適切に処分すること。また、周囲のタイルカーペットに劣化がある場合は、周囲と同系色の新品を敷設すること。

5 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとし、委託期間満了の日又は業務完了後30日を経過する日のいずれか早い日までに県産業労働部産業技術イノベーション課あて納入すること。

- (1) 業務完了報告書2部（A4判縦・カラー印刷）
- (2) 4（2）に示す利用マニュアル2部（A4判縦・カラー印刷）
- (3) 上記の電子データ

6 特記事項

- (1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者が、この業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、山形県に帰属するものとし、山形県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は山形県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととすること。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを山形県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 受託者は、この業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならないこと。
- (6) この事業の実施に当たっては、責任者を明確にし、所管課の職員その他の関係者との連絡を密にし、遺漏のないようにすること。
- (7) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (8) 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (9) 受託者は、この事業の関係書類を整備し、保管すること。必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (10) 展示物を設置する際は、山形県産業科学館の休館日（毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は翌平日）に工事を行うこと。また、学校の長期休業期間等、来館者が増加する時期を避けること。

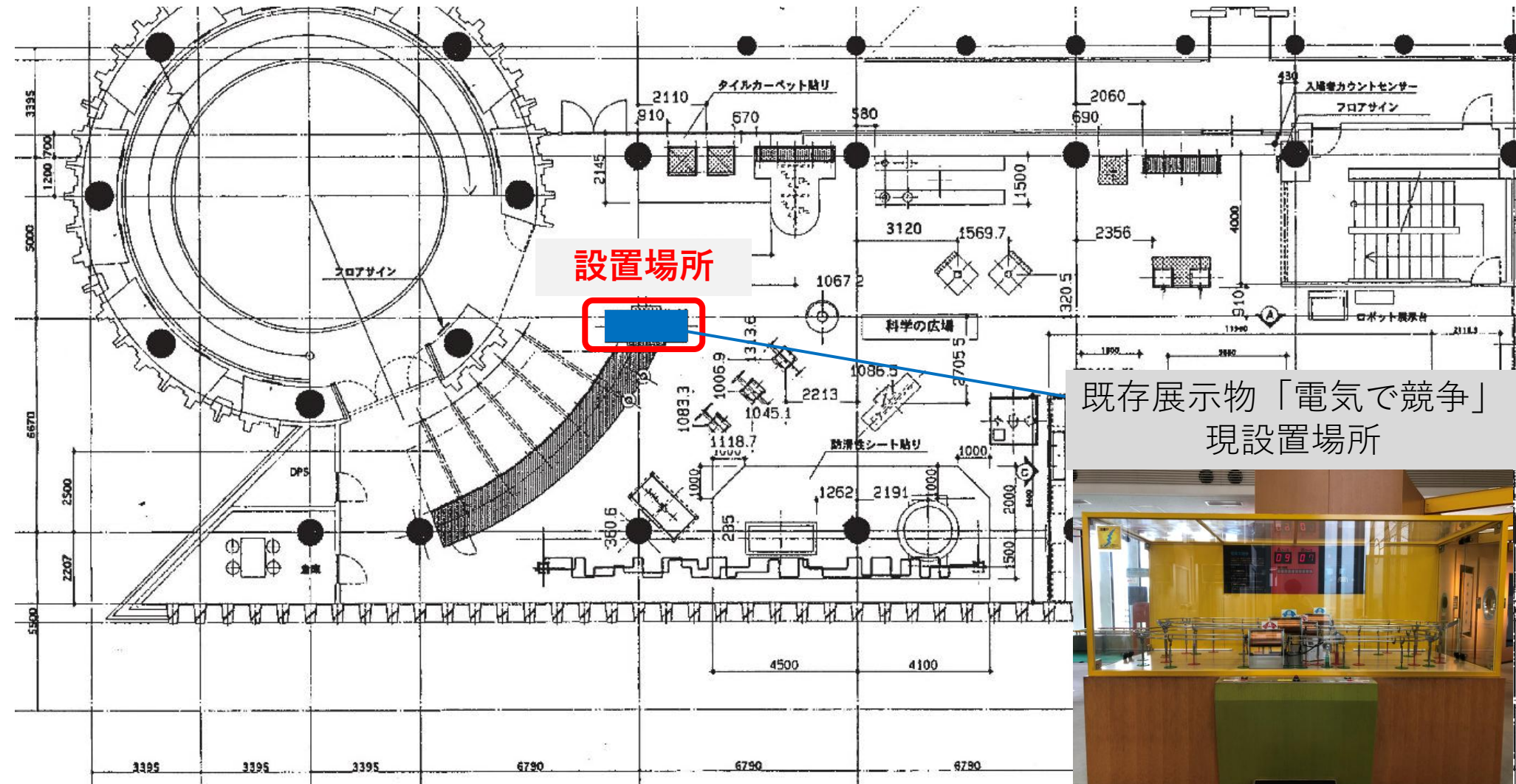
7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。

新規展示物設置場所

【寸法】

横幅2500mm以内, 奥行1500mm以内, 高さ3000mm以内

産業科学館4階
「科学の広場」既存展示物「電気競争」
現設置場所